

## 【平成 30 年度第 1 回かまくら人権施策推進委員会会議録】

1 日 時：平成 31 年 1 月 18 日（金）午前 10 時～午前 11 時 30 分

2 場 所：鎌倉市役所本庁舎 402 会議室

3 出席者：【委員】安富委員長、倉田副委員長、小山内委員、神藤委員、中野委員

【幹事等】石渡職員課課長補佐、荻田地域のつながり課担当係長、谷川こども支援課担当課長、菊池高齢者いきいき課担当課長、柴田障害者福祉課課長補佐、石川教育指導課長

【事務局】廣川共創計画部次長

文化人権課：市岡職員

※傍聴者 なし

### 4 議題

- (1) 委員長、副委員長の選出について
- (2) 平成 29 年度鎌倉市人権施策推進状況報告について
- (3) その他

### 5 配付資料

- (1) 会議次第
- (2) 【資料 1】平成 29 年度鎌倉市人権施策推進状況報告
- (3) 【資料 2】かまくら人権施策推進指針改訂版
- (4) 【資料 3】かまくら人権施策推進委員会条例
- (5) 【資料 4】かまくら人権施策推進委員会条例施行規則
- (6) 【資料 5】かまくら人権施策推進委員会委員名簿

### 6 会議の概要

- (1) 委員自己紹介
- (2) 事務局・幹事等自己紹介
- (3) 委員長・副委員長選出
- (4) 会議の公開、傍聴者の取扱いについて確認
- (5) 会議録等の取扱いについて
- (6) 議事のまとめ方について

### 7 議事

- (1) 平成 29 年度鎌倉市人権施策推進状況報告について

#### 【事務局説明】

資料 1 「平成 29 年度鎌倉市人権施策推進状況報告」をご覧ください。1 ペー

ジに、かまくら人権施策推進指針における基本理念を記載している。2ページ以降のⅡ分野別施策推進の基本的方向と推進状況について、それぞれの主な重点施策をご説明する。

1 女性の人権、(1)政策・方針決定の場への女性の参画では、審議会等の女性委員登用の促進を図るため、男女いずれか一方の数が総数の10分の4未満としないことを目標値として定めている。平成30年4月1日現在、これを満たした審議会は73のうち25で、割合にすると34.2%であった。女性委員は、委員数890人に対し241人が女性委員であり、登用率は27.1%となっている。表の時点は各年4月1日現在となっており、これについて補足説明する。本資料の作成にあたっては、内閣府の実施する「地方公共団体に関する男女共同参画等に係る調査」の様式に基づいて作成している。本調査では、平成30年4月1日現在に委員の委嘱があり、かつ平成29年4月1日から平成30年3月31日までに実際に開催された審議会等をカウントしている。毎年度開催せず不定期開催である審議会等もあることから、本結果をもって達成率が上昇しているとは言い切ることができない。達成できていない審議会等を所管する各課からは、それぞれの審議会等の内容に応じて、大学教授等の学識経験者、または実務の経歴等のある方に対して依頼しており、「適当な人材がない」との回答が多い状況だが、男女共同参画基本法にある「積極的改善措置」の趣旨に基づいて、所管課への働きかけを引き続き行っていく。

(2)ドメスティック・バイオレンス対策の充実だが、リーフレットによる啓発を行いながら、被害女性については、県の配偶者暴力相談支援センターなどと連携して対応し、1件のシェルター入所同行を行った。女性相談の件数は479件で、相談の主な内容は、家族以外の人間関係が43.2%、夫に関する相談が31.9%であった。

(3)セクシャル・ハラスメントの防止等については、県等が作成したリーフレットを文化人権課や商工課の窓口配架し、啓発を行った。鎌倉市の職員向けについては、相談窓口を設置し、相談体制を整えている。

(4)固定的な男女役割分業意識の解消について、本市の男女共同参画に係る啓発事業は、公募市民による「アンサンブル21」が企画・運営を担い、市と協働で行っている。平成29年度に実施したイベント等では241人の参加があった。

続いて、2 子どもの人権、(1)子どもの人権尊重の取り組みとして、子どもの人権啓発カードを全児童・生徒に配布した。カードには文部科学省が実施している「24時間子どもSOSダイヤル」の電話番号のほか、鎌倉市いじめ相談ダイヤルや、子どもと家庭の相談室の電話番号を掲載している。

(2) 児童虐待の未然防止策と対応の充実については、児童に関わる関係機関による要保護児童対策地域協議会を中心に連携を行い、虐待相談ケースに対しては情報を共有しながら解決への対応に努めた。また、子育てに対する親の不安感を軽減する子育て支援講座を実施し、児童虐待の未然防止に努めた。こどもと家庭の相談室では461件の相談のうち216件が虐待に関するものであり、これに対応した。

(3) いじめや不登校対策の充実については、スクールソーシャルワーカーによる相談体制の充実を図った。平成28年度からは、相談員が教育センターで待つだけでなく、各小学校に月1回訪問して相談に応じた。

続いて、3 高齢者の人権、(1) 高齢者虐待対策の推進では、啓発活動を行うとともに、地域包括支援センター、民生委員と連携し、必要に応じてケース会議を開催して解決を図った。なお、かまくら人権施策推進指針に記載の「鎌倉市高齢者・障害者虐待防止ネットワークミーティング」は平成30年度から正式に組織化している。

(2) 成年後見制度の利用促進について、平成26年7月からの鎌倉市成年後見センターでは、高齢者だけでなく、障害者にも対応しており、成年後見人制度の相談に応じている。

続いて、4 障害者の人権、(1) 障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進については、重度障害者又はその保護者が、それに適するように改築するための補助等を実施した。

(2) ライフステージに応じた相談支援体制の推進については、障害者の様々な問題に対応する相談事業を13箇所を実施した。平成28年7月から、障害者相談支援の中核となる基幹相談支援センターを開設し、障害児支援利用計画相談や発達支援システムネットワークにより、特別な支援の必要な障害のある児童とその家族に対し、相談支援を行った。

(3) 障害者の虐待防止の推進については、障害者虐待防止法に基づき障害者福祉課を「障害者虐待防止センター」とし、相談や通報に対応し、29年度は10件の対応件数があった。

(4) 成年後見制度による障害者の利権擁護の推進については、3 高齢者の人権の(2)と同様のため、省略する。

(5) 障害者への理解の促進については、障害者施設等と、ふれあいフェスティバルや、ふれあいショップを開催した。

続いて、5 外国人の人権、(1) 多言語による情報提供の推進について、神奈川県等が発行する各種パンフレット等を鎌倉市役所各窓口等に配架し、情報提供に努め、

また、市民通訳ボランティアの派遣について、平成 29 年度は 1 件、保護者向け説明会での中国語の翻訳を行った。

(2) 多文化共生社会の推進では、学校において、日本語の理解が十分でない外国籍児童・生徒に対し、日本語指導の支援を行った。

続いて、6 災害発生時の人権、(1) 防災に関する男女共同参画の推進では、避難所における、男女双方の視点に配慮した環境づくりについて、具体的な施策には至っていない。災害対策基本法第 16 条の規定に基づき、鎌倉市地域防災計画の作成やその実施を推進する鎌倉市防災会議は女性委員の登用は 1 名という状況である。

(2) 災害時要援護者に対する支援については、災害時避難行動要支援者システムを運用し、避難行動要援護者対策検討会議を開催し、全庁的な共有を行った。

続いて、7 同和問題、(1) 同和問題の正しい理解と認識を深める人権教育・啓発の推進について、人権関係団体が主催する講演会等への市職員・教職員への参加など向上に努めた。

(2) 個人情報の保護については、鎌倉市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務要綱に基づき、不正取得の抑止に努めた。

(3) えせ同和行為の排除に向けた啓発等の推進については、(1) と同様のため、省略する。

続いて、8 さまざまな人権、主な重点施策の推進状況が(1)から(8)まで記載されているが、(2) 性的少数者の人権については、近年、マスコミに取り上げられることも多く、29 年度は市民・職員向け啓発講座を 3 回実施し、延 206 人の方の出席を得たことを特記事項として報告する。

続いて、12 ページ以降の、Ⅲ 今後の人権施策推進に向けた基本的方向と進捗状況について説明する。

1 人権教育・啓発・研修の推進、(1) 人権教育の推進では、人権擁護委員が保育園において紙芝居を活用した人権教育の実施、(2) 人権啓発の推進では、人権擁護委員による街頭啓発活動を行った。記載の人権擁護委員とは、人権擁護委員法に基づいて法務大臣から委嘱された民間ボランティアで、人権相談や、人権啓発の活動をしている。鎌倉市には 14 人の人権擁護委員がおり、ここで記載した人権啓発活動とともに、月 2 回実施している人権相談を担っている。

(3) 人権研修の推進については 13 ページにかけて記載のとおり、職員向け研修への職員の参加に努めた。

続いて、2 人権に関する相談・救済支援体制の整備についてである。先ほど説

明した人権擁護委員による「人権相談」以外にも、課題に応じた相談窓口を設置しており、広報かまぐらひの毎月1日号にこれら窓口の案内を掲載している。

3 市民、地域の団体、事業者等との連携及び4 人権尊重とプライバシーの保護については報告書に記載のとおりである。

続いて、15 ページ以降のIV平成 29 年度人権施策に関する主な実施状況一覧として、ここまで説明したものに記載しきれなかった事業と、追加説明、担当課を加えて表にしている。委員の方々にご意見をいただくための参考資料とするために、事業実施の件数等とともに、各所管課にてAからDまでの自己事業評価を行った。自己事業評価が「B」のものについては、現状を維持していくため、取組状況のみ記載しており、「B」以外の評価のものは、取組状況に加え、評価と今後の課題や評価の理由を記載している。ここでは「B」以外の評価の事業について説明する。

15 ページ中段、審議会における女性委員の登用について、文化人権課としてCとした。100%の目標に対し 34.2%、また行政機関としても民間企業以上に積極的に努めなければならないものと考えている。

16 ページ下から2 段目、いじめ相談専用「鎌倉市いじめ相談ダイヤル」について、29 年度は年度途中でインターネットでの相談受付を始め、より相談しやすい体制を整えたことから、Aとなっている。

17 ページは評価が全てBのため、説明を省略する。

18 ページ上段、地域包括支援センターの機能の充実では、評価制度の試行を始めたことからAを、18 ページ中段と中下段の道路課が所管するバリアフリーについては、まだまだ充分ではないものの、予算化できない現状であることからCを、18 ページ下段、総合防災課は災害時や緊急時の障害者への情報提供や安全確保について関係機関との連携強化、及び避難所における障害者や障害特性に応じた対応の充実について、Cをつけている。

19 ページでは、障害者福祉課が相談支援事業所との連携による情報の提供等総合的なサービス提供の推進について、29 年度に1 箇所増えたことから、Aとしている。

20 ページは評価が全てBのため、説明を省略する。

21 ページ中段、「避難所における男女双方の視点に配慮した良好な生活環境づくり」及び、最下段「高齢者等に対する避難誘導、十分な情報提供などの支援」について、総合防災課として、これらの事業はまだまだ不十分と認識しており、Cをつけている。一方、これらの事業は、市民、自治町内会や避難所となる施設、福祉施設等の協力がなければ進まない事業であり、協力要請は既に行っているところ、そ

それぞれの事情等から協力が得られていない状況にあり、市のみで行える事業ではない。

23 ページ中下段、「学校教育における人権教育を推進させるための教職員に対する人権研修の充実」について、人権教育の充実は、教職員のみが行うものではなく、市職員の継続的な意識の醸成も必要ですが、市職員の研修参加がなかったため、Cとしている。

以上で実施状況一覧の説明を終わる。なお資料事前送付時にご質問をうかがう旨の記載をさせていただいたが、事前質問は出なかった。以上で資料の説明を終わる。

### 【質疑】

委員：説明のあった権施策に関する主な実施状況一覧について、自己事業評価であつて、文化人権課でそれぞれを評価したということではないのか。

事務局：それぞれの事業の所管課が自己事業評価をしている。

委員：進行管理で考えると、取りまとめの部署が所管課に進行について働きかけないと進まないのでは、という印象を受けた。所管課がいろいろと行っていることは分かったが、進行状況によっては予算上ペナルティやインセンティブを受けるなどの対応はできないのか。

委員：昨年は事務局で総合的に評価したものがあつたが、今回はないのはなぜか。

事務局：予算でペナルティをつけることはできない。本委員会からの意見書で所管課に示していく。今回は所管課の評価を重視した。前回、事務局の評価が独断的な評価との指摘もあり、所管課での自己事業評価を、委員の方々に参考として示し、ご意見を受けるべきと判断した。

委員：評価のやり方として、鎌倉市として施策を検討する場合に、所管課の自己評価と客観的な評価の両方があつたほうが、その比較により進行状況が確認出来ると思う。評価基準が独断的であつたかどうかはわからないが、そこを精査したうえで両方を掲載したほうが良いのではないかと思う。

個人意見として述べるが、自己事業評価について、Bは概ね達成した、現状を維持していく、それについて評価及びコメントの掲載がなく、A、C、Dについて記載されている。通常であれば、Aがベーシックであり、そこを目指すために、Aであればコメントがなく、Bであれば課題をどの様に認識しているか等のコメントがあるべきではないか。Aにコメントがあり、Bにコメントがない表記の仕方は、Bの課題を各課でどう認識しているのかが分かりづらい。自己評価をする

のであれば、一番の意味は振り返りだと思うので、実施した事業の評価についてコメントもなくスルーすると、自己評価すること自体の意味が薄れてしまうので、Bの課題も掲載したほうがよいと思う。

かまくら人権施策推進指針改定版に基づいて各課で施策を推進しているかと思うが、資料2の7ページ、女性の人権の中の「特に重要な取組」の中に挙げられている(2)ドメスティック・バイオレンス対策の充実で、法律上で示されているDVとデートDV等の防止と記載されているが、資料1の状況報告の中で女性の人権を見ると、デートDVに関しての記載が特にない。現在、神奈川県下の各自治体では若年層を中心にデートDV施策は、各大学に出張講座をする等、力を入れている。課題として指針に設定しているのであれば、施策をどの様に運用していくのか、どの様な予定があるのかは、ご提示いただきたい。現状行っていることがあるのか。ないのであれば、これからこの課題に対して、どう取り組む予定なのか伺いたい。

事務局：市の施策にかかる第三者評価は、市民評価委員会などが行っており、重複してしまうなどの課題を生じる。それらを踏まえて、この報告書のなかでどのように評価できるのか、本委員会にどのように示すことがよいのか。

デートDVについては、平成29年度は、県等から配布されるリーフレットを配架し、啓発している。平成30年度は、それらに加えて、市と教職員向けにデートDVをテーマにした研修会を実施した。

委員長：ないなら、ないと書いて欲しい。

委員：実施したもののみ記載されているということになる。

事務局：特筆すべき事項がない事業についての記載方法について、次回以降に改める。

委員長：資料1の施策の状況と資料2の指針の記載に、一致していない部分がある。例えば、デートDVは全く出てこない。未実施ならば未実施と表記しておくべき。また、資料2の指針では、7の同和問題の、個人情報の保護に、就職・結婚差別等に結びつくおそれのある身元調査による個人情報漏えいを防ぐために、戸籍等不正取得防止の徹底を図るということを取組みとして記載しているが、資料1の10ページでは住民票について記載されている。これは整合性が取れていないのではないか。報告と指針とで整合性を取ったほうがいい。

事務局：調整する。

委員長：資料1の18ページ、障害者の人権の中で、災害時や緊急時の障害者への情報提供や安全確保について関係機関との連携を強化すると記載があり、総合防災課

が避難行動要支援者名簿を作成し、その名簿を自治会、町内会、消防、警察および民生委員へ提供したとあるが、これは個人情報外部提供になると思う。届けは出ているか。

事務局：確認し、後日回答する。（※ 追記1）

委員長：資料1、3ページのセクシュアル・ハラスメントの関係で、相談を職員課に置いているということになるのか。

職員課課長補佐：平成28年度は職員課、平成29年度から総務課に移り、平成30年度については、機構改革があり、行政経営部のコンプライアンス課である。

委員長：資料1の3ページで、庁内窓口として平成11年度からセクハラに関する職員の相談について職員課で随時受け付け、さらに平成28年度からは庁外の窓口として相談体制を拡充しているとあるが、どういった体制なのか。

職員課課長補佐：庁内は28年度まで職員課で行っていた。28年度に新たに外部に庁外窓口として相談員を設置した。

委員長：29年度の庁内窓口の所管は。

職員課課長補佐：29年度は庁内、庁外含めて総務課である。

委員長：報告書について修正を。人事を所管する職員課がセクハラ相談窓口を持つと、人事所管課に相談しなければならない。鎌倉市はセクハラ相談が0か1で非常に少ない。人事を所管する担当のところにセクハラ相談には行けない。それは改善すべきとかつて意見した。

委員：資料1の20ページ、高次脳機能障害など、障害福祉制度で認定されていない障害のある人への支援のところに、制度の対象となっていない方という記載があった。様々な理由で支援が必要だが各種制度の対象になっていない方とは、どのようなことか。もう少し詳しく説明を。

事務局：後日回答とさせていただきます。（※ 追記2）

委員：昨年度の評価の記載がなく、今年度がどうであったのかがわからず、施策の推進があったのかが、見えてこないと思う。本委員会が一年に一回しかないので、どのようにしていくのかを議論しないと、この委員会に意味があるのかとも思う。

委員長：人権の尊重に関する施策の総合的かつ計画的な推進について意見を述べるということでこの委員会があるが、この委員会の設置趣旨を活かせず、フィードバックしているのか分からないというのは困る。

自己事業評価した担当課の職員が出席していないという状況では、説明を求め

でも回答が得られない。担当課の職員が出席してきて質問に応じる体制をとる必要があるのではないか。人権問題としての課題がどこにあるのかを担当課の職員がしっかり理解し、説明していただきたい。この委員会の制度趣旨に合致しない会議では意味がない。この委員会の存在意義を考えたほうがいい。

委員：事務局はどのような立場となるのか。やらなければいけないこと、こういうことをやっていくことが有意義なことだと、鎌倉市を良くしていくということだと職員の皆さんも分かっていると思う。それをスムーズに進行するために事務局があって、そこをうまく利用しながら、良くしていくということをしていかなければならない。Cがあるということ自体がおかしい。先ほどAが普通だという意見があったが、まさにAであって、それが下がらないようにしていく仕組みを作っていかなければならない。Cの段階に留まっている、去年もC、一昨年もC、その前もC、そういう状況ではどうにもならない。ペナルティも何もないという話があったが、そういう状況であれば変わらなくてもいい、人事異動あると分からなくなってしまう、そういうことにならないようにしなくてはいけない。

事務局：事務局は取りまとめを行うところであるが、指針を形骸化せず継続的コントロールすることは重要であると考えている。今回の会議録だけではなく、意見書を作成し、それを踏まえて各所管課長に伝えていく。行うべきことは行っていくよう、所管課に働きかけていく体制は取っていく。

委員長：第三期基本計画は26年度が初年度とあるが、いつまでを想定している計画なのか。

事務局：31年度まで。現在改訂作業を行っている。

委員長：資料2の4ページ、第三期基本計画では「人権を尊重し、人との出会いを大切にすまち」とうたっているのだから、それを実現するような体制を作らないと、基本計画は達成されていないと評価される。委員の発言にもあったように前向きに取り組んでいかないといけない。

もうひとつ大きな問題が抜けていると思ったのは、外国人。入管法が改正されて、政府として外国人の受け入れを広くやろうとしている。鎌倉市では今まで技能実習制度の受入れもなかったと思う。そういうことがない状態で、建設現場やコンビニ等、色々なところで外国人が働く場面が増えることが考えられる。そういう人達に向けての共創社会、共生社会をどうやって創るかということがこれからの課題になり、法務省が司令塔になって関係省庁と自治体等と一緒にやるのが政府の大きな柱のひとつである。そうすると、教育の問題や生活支援に関わる

部分が自治体に下りてくる。第三期基本計画の中ではそういう想定がなかったからいいが、次の第四期基本計画の中にはそれを入れておかないといけない。特にアジアの方が多い。今後増えてくるのはベトナム、インドネシアなどである。ビザが免除になった国から今後は増えていく。ベトナムは介護分野が多い。まず我々の身近なところで、介護施設等でベトナムの方に力を借りなければならなくなるだろう。そういうことを視野に入れながら人権施策を考えなければいけない。

委員：昨年度、外国人に対しての防災について意見をしたが、20ページの5に掲載されていることは評価される。在留の方が増えていくと、教育や高齢者、福祉など幅広く関わってくるがどうか。横浜あたりでは、ある保育園の4分の1が外国人の方であったりする。その保育園に通訳が回る、外国語が話せる保育者を配置する等の対応の必要性が出てくるなど、今後しっかり考えていかなければいけない。

委員長：29年度の施策の評価とは異なるが、今後の鎌倉市の人権施策を考える上でそういうことも考慮いただき、議題の2には反するところがあるが、今後のこととしてご検討いただきたい。

委員：保育に関してだが、障害を持った子どものインクルーシブな教育は世界的にやらなくてはならない。国家的にもしっかりやらなくてはならないことだが、どちらかという待機児童を優先し、障害を持った子どもが入れない状況になっているときく。役所も障害児を入れるとどうしても手もかかるし、お金もかかる。そう考えるとどう検証していくのか、実態がどういう状況なのか、鎌倉市の障害児保育がどの程度のインクルーシブ保育をされているのか分からないが、分かれば知りたいということと今後どうしていくのか、どう考えているのかを知りたい。

こども支援課担当課長：所管が保育課となり、詳しく説明が出来ない。保育所入園にあたっては就労認定があり、障害を理由に入所ができないという認識はしていない。待機児童のあおりで障害児の方はなお一層入りにくいという状況がもしあるならば、今後考えていくべき課題であると思う。所管課にも伝えて意見交換をしながら検討していきたい。（※ 追記3）

委員長：法律関係でも課題は多いと思う。法律を作るときも、役所の仕事でもそうだが、こういうことがあるから法律を作る、役所の仕事であればこういう現状だからどうするということが一般的だが、人権の問題はもっと先を見ないとだめ。今こうだから変えるのではなく、こうなるだろう、だからこそこうしておこうという受け皿を作っておかないと間に合わない。

委員：保育園の時に、障害を持った子どもとふれあっていた大学生の差別意識を調査

した中で、あきらかに保育園の時にふれあっていた学生は差別意識がない。それが小学校、中学校と年齢が高くなるほど、怖いとか近づきたくないとか友達になりたくないなど差別意識がおきてくる。人権のことを考えると、障害を持った子どものためにもなるし、周りの子どものためにもなるので、そこでふれあうことは非常に重要である。そういった意味で、インクルーシブの保育を世界的にやらなければならないと言われていると思うので、待機児童がいるから仕方がないではなく、人権のことを考えながら先を見越して、そういった施策にも力を入れる鎌倉市になっていただきたいと思う。

こども支援課担当課長：インクルーシブの教育に関してだが、29年度から発達支援室で障害児のサポート養成講座として、障害児を担当、指導できるボランティアの養成を進める事業を開始している。こちらでより保育、教育の現場で障害児をサポートできるボランティアを養成し、通常の子どもと障害児と一緒に教育を受けられる方向に向かって施策を考えている。

委員：今お話いただいたことで、先を見なければという話でいうと、今起こっていることで鎌倉市が遅れていると思うことがある。資料1の21ページの防災の部分だが、女性の相談で避難所は怖くて入れないという相談が、災害があるたびにあり。いまだに日本の避難所はテント形式ではないので、プライバシーが確保されず、着替えをするのもいろいろな人の前でしなくてはならないということが起きている。そもそも問題が起きていないのではなく、問題のありそうなところに女性が近寄っていないことで相談や被害が起きていないという現状があると思う。昨年でも多くの災害があり、避難所が色々なところにあって、鎌倉市は体育館や小学校にすぐに避難所を設置していると思うが、その中で女性の視点がどのように入っているのか。これだけ問題があるのに、防災会議委員が女性ひとりというのがあり得ないと思う。そもそもこういったところでセクシャル・ハラスメントが起き、性別役割分業が進んでいく。女性がご飯を作る、男性は力仕事、ということが避難所で東日本大震災の時に指摘されている。女性がだれでも言えるとは思わないが、そういう視点で言えるような女性委員がたったひとりなのはどうしてなのか。市外から人材は得られるはず。そこは是非とも改善していただきたい。縦割りで部署がわかれるのは分かるが、こういったところで男女共同参画というのは進めていかないと、全体としてただパンフレットを置いただけでは何も進まない。意識のない人にどう意識を届けるかということを優先していただきたい。

そもそもの前提として、かまくら人権施策推進指針が改定されたのが平成 26

年1月でいいのか。先ほど委員長の話で、去年は個人情報の関連で整合性が取れていないという話があった。改訂版を平成26年に作ったら、そこから毎年何か変わるのか。

事務局：項目は変わらない。特記事項としてその他を記載した。その他でやったということを書いたということである。

委員：それは別紙で出すとか、参考資料として出すとかがいい。

委員：原則として平成26年1月に改定されたバージョンは変わらずに、毎年状況を反映するような情報が、来年以降は別のかたちで加味されるということか。市民としてはどこで誰が改定しているのか分からない形になってしまうので、そうしていただけるほうが良いかと思う。

委員長：意見をいろいろといただいた。どのような取り扱いにするか。

事務局：本日のご質問にお答えできなかった部分もある。更に意見をいただいた部分は事務局がまとめなければならないので、後日メールもしくは郵送で質問に答えられなかった部分は回答を入れて皆さんにお渡しをして、それに対してまた意見があれば意見をいただく。それを意見書というかたちでまとめさせていただき、委員長に見ていただきながら、案を皆さんにお示しさせていただく。了承が得られれば、最終的な意見書としてまとめ、市長に報告し、事務局が取りまとめて所管課にそれを活用してもらうかたちで考えている。

委員長：では、最終的な取りまとめは私と事務局にお任せいただくということでご了解いただきたいと思う。できあがったものはまたお渡しする。

以上で平成30年度かまくら人権施策推進委員会を閉じる。

以上

※ 追記1 鎌倉市個人情報保護条例第7条1項及び鎌倉市個人情報保護条例施行規則第3条1項に基づき、個人情報取扱事務届出書による届出済みである。

※ 追記2 例えば、40～50代、無職、引きこもり状態となっており、自宅がいわゆる、“ごみ屋敷”となってしまうような方のこと。そのような方は、医療機関にかからず、また、認定されるような障害もないケースが多い実態があり、市民健康課等の他鎌倉保健福祉事務所、インクル相談室等の関係機関と連携して支援している。

※ 追記3 障害があることにより入所を不可とすることはない。